

**公認心理師法第7条第3号に基づく
公認心理師試験の受験資格認定の取扱い等について
よくある質問 審査対象者第1の1～5（更新日：令和4年11月30日）**

項番	質問	回答	対象区分 (通知中第1審査対象者1～5)
1	申請書類が認定基準を満たしているかについて、申請時や問合せ時に教えてもらうことはできますか。	申請書類が認定基準を満たしているかについては、審査で判断されます。認定の可否に関することについては、申請時やお問合せ時にお答えすることはできません。 なお、認定審査は申請者における外国の大学及び外国の大学院の教育内容等を総合的に審査します。	1～5
2	現在海外に在住しています。審査書類の提出は郵送のみでしょうか。	本件の審査の提出については、メールの提出をお願いしております。HPに記載のとおり提出方法でメールにて提出してください。 なお、認定・不認定の結果文書の送付については、受験資格認定願に記載の「郵便物送付先」にお送りいたします。ご承知おさください。	1～5
3	日本語訳は自分で翻訳をしたものでもよろしいでしょうか。	英語の日本語訳については、自身の作成したもので構いません。 英語以外の言語の大学・大学院の文書をご提出される場合については、「外部機関(民間の翻訳会社、大使館等)に委託した日本語へ翻訳した文書」、「外部機関(民間の翻訳会社、大使館等)に委託した英語へ翻訳した文書」のいずれかが添付されている必要があります。「外部機関(民間の翻訳会社、大使館等)に委託した英語へ翻訳した文書」を添付する場合は自身で作成した日本語訳を添付してください。	1～5
4	「大学院の課程修了相当の外国の心理職資格」について、どういった資格であれば受験資格を満たすのか。	資格については、通知中の認定基準を満たしているのか、それを客観的に明らかに証明ができていかなりますので、一概に個別具体的な資格名でお示しをすることはできません。過去の事例なども公表しておりません。 資格の取得の要件として「大学院課程修了相当である」ということをお示しいただければと思います。	5
5	大学院の課程修了相当の外国の心理職資格証が紙面で発行されておらず、ウェブ上で資格取得状況を閲覧できるようになっている場合は、どのようにすればよいですか。	資格証が紙面でなくウェブ上で資格取得状況を閲覧できる場合、閲覧画面をPDF化して、URLを明記のうえ、提出してください。	5
6	「大学院の課程修了相当の外国の心理職の資格証等の写し」に関して、今後取得見込みであるが認定は可能ですか。	取得がされていることをもって判断しておりますので、取得見込みでは不可としております。	5
7	海外の大学院課程が1年となっていますが、これは対象にはなりませんか。	通知に「ただし、教育制度の相違を考慮する場合がある。」と記載のとおり、大学院において1年間のカリキュラムが想定されており、それに乗っ取っている場合には、直ちに1年間のカリキュラムであることをもって、不認定となることはございません。 当該箇所について、客観的に明らかな書面で1年間のカリキュラムが想定されていることを証明して頂く必要がございますので、ご承知おさください。	1, 4, 5

**公認心理師法第7条第3号に基づく
公認心理師試験の受験資格認定の取扱い等について
よくある質問 審査対象者第1の1～5（更新日：令和4年11月30日）**

項番	質問	回答	対象区分 (通知中第1審査対象者1～5)
8	「履修した専門科目の内容及び時間数を明らした書類」はどのように作成すればよいですか。	<p>以下の観点でご用意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講義内容について、申請者の履修当時のシラバスなど大学院が発行した正式な書面が添付されているか。それが確認できるようになっているか。 ・時間数について、大学院の規程が客観的に明らかになっているか。（合計で心理の専門科目において合計990時間以上である必要がある。） ・教育環境において日本の公認心理師カリキュラムの教員数と同等以上であることが明らかになっているか。 <p>※上記の確認点に必要な科目等のみで構わないが、内容については要約はせずにもれなく翻訳すること。意訳はせずに客観的に事実に基づいた翻訳とすること。</p> <p>※当室においても翻訳の内容の確認は行い疑義がある翻訳については採用しない。</p> <p>※大学院が正式に公開していることが分かればHPの写しでも可とする。</p> <p>※客観的に明らかであることが判断できる箇所においてのみ当室で審査を行う。（自身で記載した注釈や追記は認めない。）</p> <p>※時間の計算においては「1単位あたり○時間の学習とする。」等の客観的に明らかである大学院の規程に基づき計算を行い判断する必要がある。</p> <p>※大学院の時間の規程や申請者の履修当時の講義内容が提出できない場合は、個別大学院に問い合わせるなどして、然るべき権限を有する者の証明とサインが必要である。</p>	1～5
9	「履修した専門科目の内容及び時間数を明らした書類」について、時間数ではなく、単位数で履修している場合は、どのようにすればよいですか。	<p>単位制であっても時間数に換算してください。</p> <p>なお、単位数を時間数に換算する方法については当該校に確認し、書類は、当該校のものであることを明確にしてください。</p>	1～5
10	海外の大学院で心理を修了しました。今後日本の学部で公認心理師のカリキュラムを修了すれば区分Cでの受験が可能ですか。	<p>大学院の修了から学部の修了という順番では不可でございます。公認心理師の養成においては学部の課程を修了後、大学院の課程の修了を求めています。従って受験資格には該当いたしません。</p>	1, 4, 5